

## 船舶事故調査報告書

平成24年1月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年7月15日（金） 12時40分ごろ
発生場所	愛知県南知多町大井漁港東方沖 大井港口灯標から真方位178° 0.19海里付近 （概位 北緯34° 43.2′ 東経136° 58.3′）
事故調査の経過	平成23年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>みつぼう</sup> 光宝丸、3トン AC3-36687（漁船登録番号）、個人所有 9.78m（Lr）×2.39m×0.82m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年3月9日 B 手漕ぎボート（船名なし） 船舶番号なし、良徳釣具餌店 3.52m×1.11m×0.48m、FRP
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年4月14日 免許証交付日 平成22年11月1日 （平成28年4月13日まで有効） B 操船者B 男性 47歳
死傷者等	A なし B 負傷 1人（操船者B）
損傷	A 船首船底に擦過傷 B 全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、大井漁港東方沖を帰航のために速力約6ノットで西進中、船長Aが、操船時の前方視界を確保するために使用している踏み台から下り、航海計器の電源を切断した後、再び踏み台に上がることなく、前方の視界を十分確保しないまま航行した。 B船は、操船者Bが1人で乗り、手漕ぎにより帰航のために大井漁港東方沖を南南西進中、操船者BがまっすぐにB船に接近するA船に気付いた。 両船は、平成23年7月15日12時40分ごろ、大井漁港東方沖において、A船船首とB船左舷が衝突した。 A船は、B船の左舷中央付近から右舷船尾側へ乗り切った。

	<p>船長Aは、衝撃を感じ、自船の左舷船尾側に操船者Bと散乱した荷物を見てB船の存在に初めて気づき、操船者Bを救助した。</p> <p>本事故により、B船は、沈没し、操船者Bは、右足に骨折等を負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、通常、船橋後方の操縦台で操船していたが、操縦台により前方の水平線が見えづらい状況であったことから、高さ約30cmの踏み台に乗って操船し、入航前に踏み台から下り、航海計器の電源を切った後、再び、踏み台に上がって操船していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>A船は西進中、B船は南南西進中、大井漁港東方沖において、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたことから、B船に気づかず、A船船首とB船左舷が衝突したものと考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	A船は西進中、B船は南南西進中、大井漁港東方沖において、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたことから、B船に気づかず、A船船首とB船左舷が衝突したものと考えられる。
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	A船は西進中、B船は南南西進中、大井漁港東方沖において、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたことから、B船に気づかず、A船船首とB船左舷が衝突したものと考えられる。								
原因	<p>本事故は、大井漁港東方沖において、A船が西進中、B船が南南西進中、船長Aが、前方視界確保用の踏み台から下りて操船していたため、B船に気づかず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踏み台のような応急的な手段ではなく、航走中、常時、前方視界が確保されるよう改造することが望ましい。</li> </ul>								